

全日本空輸(株)の要望事項

◎資格取得に関わる法的要件(訓練時間等)の国際水準への整合

・世界的な標準となっているEASA制度を意識した必要訓練量の削減

【例】大学や工業高専卒の資格を保有していない人財に対する必要訓練量(日本:約3000時間、EASA:約500時間)

日本と欧州(EASA)の制度比較

ANAによれば、指定養成施設で試験が実施される場合の訓練時間を比較したとの説明

	日本			EASA		
	①	②	③	④	⑤	⑥
養成体系	指定養成施設	指定養成施設	自主訓練	指定養成施設	指定養成施設	指定養成施設
対象者		要件なし		未経験者	基本技能習得者	経験者
訓練時間	3000時間	700時間 (通常2年未満)	要件なし	2600時間	600時間	200時間
試験実施時に必要な整備経験		在籍4年 (上記訓練時間含む)		上記訓練時間 +実務2年	上記訓練時間 +実務3年	上記訓練時間 +実務5年
試験の実施者	指定養成施設	国 (一部指定養成施設)	国		指定養成施設	
実態	実績なし	大手航空会社	一般的	一般的	大手航空会社	調査中

○整備士養成の実態を考慮すると、ケース⑤はケース②と同等であると考えられる。

○指定養成施設に関する制度等の見直しの中で、ケース②の国が実施する試験を指定養成施設で実施可能とすることを検討中。ただし、入所時の整備経験を明確にすることが必要。